

水道局だより

平成30年3月16日発行
平成30年 第1号
水道局

☎237-5811 FAX237-1210

水道の使用開始・中止の届け出は津市水道サービスセンターへ

水道の使用を開始するとき

届け出が必要です。入居時に水道が使用できても、新しく使用する人を届け出てください。前の使用者にかわって引き続き水道を使用する場合も届け出が必要です。

水道の使用を中止するとき

使用開始と同様に届け出が必要です。届け出がないと、引き続き水道料金が請求されます。口座振替を利用している人は、銀行などの口座から自動的に引き落とされますのでご注意ください。

手続きに必要なもの

- 水栓番号
- 使用者氏名
- 住所(水道の使用場所)
- 料金の精算方法(中止のとき)
- 転居先の住所(中止のとき)



受付時間

月～金曜日

8:30～17:15

(土・日曜日、祝・休日を除く)

引越しの2～3日前までに届け出を!

水道料金・下水道使用料の支払いには便利な口座振替を

申し込み

市内の取扱金融機関または郵便局へ

手続きに必要なもの

- 預金通帳
- 印鑑(金融機関届出印)
- 納入通知書やご使用水量のお知らせなど水栓番号が分かるもの

納入通知書(赤枠が水栓番号の記載欄)



問い合わせ 津市水道サービスセンター(水道局庁舎1階) ☎237-5821 FAX239-0512

スムーズな検針にご協力を

- 水道メーターボックスの上やその付近に、物を置かない
- 飼い犬は、水道メーターボックスから離れた場所につなぐ
- 建物の増改築などで、水道メーターボックスが床下や屋内にある場合は、検針しやすい場所へ移動する(申請が必要)



消火栓使用時の濁り水に早急に対応!

火災時に消火栓を使用した場合、水道管内の鉄サビが流れ出し、近隣で一時的に赤水などの濁り水が発生する場合があります。家庭の水道でしばらく水を流しても濁りが解消しない場合は、水道局へご連絡ください。

水道局では、消防から消火栓使用の連絡を受けた際は、濁り水の発生に備えて給水車による飲料水の配付や濁り水解消のための放水作業ができる体制を整え、早急に対応できるよう準備しています。

問い合わせ 工務課調査・維持担当 ☎237-5814